



令和2年4月30日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊
代表者氏名	理事長 千秋	
電話番号	0875-62-5210	

地域内分権推進交付金実績報告書

令和元年5月7日付け三政地第73号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 12,340,940円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 活動計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和元年度 事業実績報告書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

- (1) まちづくり推進隊豊中は、理事・会員・事務局が一体となり、4部会を中心に様々な事業を積極的にまた活発に進めてまいりました。令和元年度の活動は、前年度の活動をベースに、一段階レベルアップした活動を目指しました。主となる4部会はそれぞれの分野で自主事業を展開し活躍しています。
- 「安全・防災部会」は、豊中町校区ごとに、自主防災訓練の計画及び防減災訓練を実施しました。地域と各関係団体とのパイプ役などのサポートを行い防減災に対する意識向上を図りました。また、「災害時の連携を考える全国フォーラム」「被災地でのボランティア研修(写真洗浄会)」にも積極的に参加し、色んな観点から災害に関することを学びました。
 - 「地域交流部会」では、豊中コミュニティセンターを拠点に郷土料理「肉もっそ」の製造・販売をしています。また、豊中コミュニティセンター玄関ロビーで季節に応じたロビー展を継続し、不動の滝カントリーパークでは、4年前に空き地を「彼岸花で花いっぱい運動」で植栽した彼岸花が、秋には見事な花を咲き誇らせることができました。第2回「理事長杯ゴルフ大会」第2回「グラウンド・ゴルフ大会」第4回「パットゴルフ大会」と豊中町住民の親睦を図り、まちづくり推進隊豊中の活動をPRしました。
 - 「環境保全部会」では、環境美化活動として6月7月8月9月10月1月2月にかけて、宮川・竿川の河川清掃を行いました。また、「子ども美化活動」事業も実施し、本山・笠田地区の子ども会と一緒に美化活動を行いました。
 - 「健康・福祉部会」は、恒例事業となった豊中町文化祭での「無料の骨密度測定コーナー」、「介護を受けない生活」とテーマを掲げ、たくまシーマックスの協力のもと「健康体操教室」を通年実施し、高評価を受けております。また、新事業として高齢者を対象とした福祉事業「笑いの広場」も活発に行いました。
- (2) 移譲業務 「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」として、事務処理及び年2回の豊中町内一斉清掃を滞りなく実施することができました。「三豊市自治会連合会豊中支部」として、事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により問題なく遂行することができました。また、交通安全街頭キャンペーン業務もつつがなく円滑に遂行することができました。
- (3) 指定管理者として「三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク」の管理運営も丸6年が過ぎました。まちづくり推進隊豊中として施設や公園の活用の拡大や利便性の向上を図り、また、福祉・児童情操教育の向上などを考えながら、地元住民と協力し様々な事業を実施してまいりました。更に管理運営費の合理化も実践してまいりました。地域住民で構成するまちづくり推進隊豊中ならではの自主管理が行えたのではないかと思います。
- また、令和元年度は、三豊市により小さな子供たちも遊ぶことができるように、父兄の休憩場所としての東屋、低年齢用の遊具4台を設置いたしました。まちづくり推進隊豊中は、ますますの豊中町の活性化に向けた事業展開に尽力していきたくと考えます。

2. 組織体制

理事	12名	監事	2名	事務局長	1名	事務局職員	2名
館長	1名	一般会員	85名	賛助会員	3名		

▽(3)

事業名	不動産の滝カントリーパーク「花いっぱいの公園にするプロジェクト」事業					
事業内容	三豊市豊中コミュニティセンター・不動産の滝カントリーパークを地域交流部会の会員が、丹精込めて育て、見頃になった花々を飾り、日々の水やりから花の管理まで行った。チューリップ、葉ボタンが花壇やプランター栽培で来園者に楽しんでいただきました。 また、4年前に公園の空き地に植栽した彼岸花が秋のお彼岸時期に開花し、真っ赤な絨毯を作り出す彼岸花は幻想的でした。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動産の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	三豊市民をはじめ、不特定多数の来園者				(延人数 ー 人)	
役務提供者	理事・会員他				(実人数 15 人)	
					(延人数 150 人)	
決算額	収入額		65,908 円	支出額		65,908 円
	内 訳	受取交付金	65,908 円	内 訳	材 料 費	65,908 円

▽(4)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター「季節に応じたロビー展」事業					
事業内容	「干支飾り」「手作りの雛段飾り」「八朔人形」「鯉のぼり」「手作り菖蒲花・手作り折紙兜」などを豊中コミュニティセンターに飾り付け、季節に応じたロビー展を開催しました。 年末年始の柳餅飾り・しめ縄・門松・干支飾りなど、会員総出で手作りする正月飾りです。 今年度は、比地大婦人会奉仕班13名のかたにもお手伝いして頂きました。 年間を通して様々なロビー展を開催し、来館者に楽しんでいただき豊中町の「町おこし」のひとつになるよう努力しています。					
実施日時	令和1年 5月28日～ 鯉のぼり・武者人形の飾りつけ 令和1年 7月23日～ 七夕飾り 令和1年12月26日～ 柳餅飾り・門松作り・しめ縄作り・正月飾り 令和1年 2月20日～ 手作り雛祭り人形飾り					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民及び来館者の不特定多数				(延人数 ー 人)	
役務提供者	理事・会員・比地大婦人会				(実人数 18 人)	
					(延人数 157 人)	
決算額	収入額		156,413 円	支出額		156,413 円
	内 訳	受取交付金	156,413 円	内 訳	材 料 費	156,413 円

（5）

事業名	「豊中地域交流ゴルフ大会」開催事業					
事業内容	ゴルフを通して豊中町住民の親睦・交流の場を提供する。 また、まちづくり推進隊豊中の活動を周知することを目的とした。					
実施日時	令和2年9月28日					
実施場所	三豊市 詫間カントリークラブ					
参加者・受益者	豊中町在住もしくは豊中町で勤務されている方				(延人数 24 人)	
役務提供者	理事及び豊友会				(実人数 6 人)	
					(延人数 36 人)	
決算額	収入額		104,132 円	支出額		104,132 円
	内訳	受取交付金	56,132 円	内訳	諸謝金	57,100 円
		参加費	48,000 円		事務用品費	272 円
					通信運搬費	1,886 円
					広告宣伝費	44,874 円

（6）

事業名	不動の滝カントリーパーク「グラウンド・ゴルフ大会」開催事業					
事業内容	誰でも出来、意欲が持て、とても健康的なグラウンドゴルフを通して豊中町住民の親睦を図る。不動の滝カントリーパーク来場者の増加を図るひとつとなることを目的とし実施した。					
実施日時	令和1年10月27日 9:00-12:00					
実施場所	不動の滝カントリーパーク内芝生広場					
参加者・受益者	豊中町在住もしくは豊中町で勤務されている方				(延人数 30 人)	
役務提供者	理事・会員・事務局				(実人数 8 人)	
					(延人数 40 人)	
決算額	収入額		69,544 円	支出額		69,544 円
	内訳	受取交付金	32,724 円	内訳	材料費	1,800 円
		参加費	15,000 円		消耗品費	330 円
		自主財源	21,820 円		広告宣伝費	44,874 円
					保険料	720 円
			諸謝金	21,820 円		

▽(7)

事業名	70番札所「本山寺」お接待事業					
事業内容	四国遍路者数は年間10～20万人といわれている。全国各地から訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げるための絶好の機会と考え、本山寺において郷土料理の「肉もっそ」でお接待をしました。					
実施日時	平成31年4月21日					
実施場所	豊中町本山「70番札所（本山寺）」境内					
参加者・受益者	「70番札所（本山寺）」参拝客・お遍路さん			(延人数 100 人)		
役務提供者	理事・会員			(実人数 10 人)		
				(延人数 10 人)		
決算額	収入額		5,712 円	支出額		5,712 円
	内訳	自主財源	5,712 円	内訳	材料費	5,712 円

▽(8)

事業名	どんど焼き開催事業					
事業内容	小正月の行事で、正月の松飾り・注連縄(しめなわ)・書き初めなどを家々から持ち寄り、一箇所に積み上げて燃やすという全国に伝わるお正月の火祭り行事を実行した。昨今正月飾りをゴミとして処理されかねない現状を、楽しい・意義あるイベントとして定着させ、併せて「可燃ゴミ減量」を行った。					
実施日時	令和2年1月15日 9:00-12:00					
実施場所	不動の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	豊中町民			(延人数 100 人)		
役務提供者	理事・会員			(実人数 20 人)		
				(延人数 20 人)		
決算額	収入額		29,455 円	支出額		29,455 円
	内訳	受取交付金	23,404 円	内訳	材料費	1,712 円
		自主財源	6,051 円		広告宣伝費	21,692 円
					食糧費	6,051 円

(9)

事業名	「パットゴルフ大会開催」事業					
事業内容	不動産の滝カントリーパーク内に三豊市内唯一のパットゴルフ場を利用しての大会を実施した。誰でも出来、意欲が持て、とても健康的なパットゴルフをPR。不動産の滝カントリーパーク来場者の増加を図る一つとなることを目的としています。					
実施日時	令和1年12月8日 8:30~12:00					
実施場所	不動産の滝カントリーパーク「パットゴルフ場」					
参加者・受益者	三豊市民			(延人数 38 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局			(実人数 10 人)		
				(延人数 10 人)		
決算額	収入額		85,613 円	支出額		85,613 円
	内 訳	参加費	19,000 円	内 訳	材料費	35,624 円
		自主財源	66,613 円		車両燃料費	1,400 円
			消耗品費		1,924 円	
			広告宣伝費		45,705 円	
					保険料	960 円

(10)

事業名	環境保全部会美化活動事業					
事業内容	ふるさと三豊の自然環境をみんなで守り育て、里川流域において地域の関係団体が連携・協働して、自然環境の保全・創出に関する事業や取り組みを総合的かつ計画性に推進している。 活動として1年を通し、豊中町内の財田川水系竿川・宮川等の河川及び堤防の不法投棄物を回収し、処理活動を行っています。					
実施日時・場所	令和1年06月23日	9:00-10:00	財田川水系竿川(淵の首橋~井ノ田橋付近)			
	令和1年07月21日	7:00- 8:10	豊中町上高野 森安橋付近 風船堰			
	令和1年08月18日	7:00- 7:50	豊中町上高野 森安橋付近 風船堰			
	令和1年09月15日	6:30- 7:30	財田川水系宮川(小鳥橋~森安橋付近)			
	令和1年10月20日	8:00- 9:30	財田川水系竿川(井ノ田橋付近)			
	令和2年01月19日	8:00- 9:10	財田川水系竿川(井ノ田橋付近)			
令和2年02月23日	8:00- 9:00	財田川水系竿川(井ノ田橋付近)				
参加者・受益者	豊中町民はじめ、不特定多数			(延人数 121 人)		
役務提供者	理事・会員			(実人数 40 人)		
				(延人数 40 人)		
決算額	収入額		293,130 円	支出額		293,130 円
	内 訳	受取交付金	293,130 円	内 訳	外注費	40,610 円
					諸謝金	9,000 円
					旅費交通費	14,340 円
					車両燃料費	3,100 円
					通信運搬費	110 円
					消耗備品費	43,720 円
					消耗品費	160,260 円
					賃借料	800 円
					保険料	5,500 円
					支払手数料	15,690 円

（11）

事業名	子ども美化活動事業					
事業内容	町内単位子ども会（自治会単位で構成する子ども会）の行事として美化活動に取り組み、町内の環境保全に資するとともに、環境保全に対する意識の高まりを目指し、親子一緒に歩きながらゴミ拾い活動を行った。ゴミ拾い終了後自治会場等にて子どもたちを対象に「ごみ問題や環境問題」についての学習活動を行いました。					
実日	平成31年4月27日	7:00-08:20				
	平成31年4月28日	9:30-10:50				
	令和1年 7月27日	6:40-08:00				
	令和1年12月15日	10:00-11:30				
	令和2年 2月23日	9:25-11:15				
実施場所	平成31年4月27日	豊中町本山寺家上				
	平成31年4月28日	豊中町本山松ヶ浦				
	令和1年 7月27日	豊中町本山摺木中東				
	令和1年12月15日	豊中町笠田竹田 竹田西				
	令和2年 2月23日	豊中町笠田笠岡 野津午				
参加者・受益者	平成31年4月27日	寺家上 四つ葉子ども会（小学生11名 保護者他8名）				
	平成31年4月28日	寺家下 松ヶ浦 つくし子ども会（小学生19名 幼児3名 保護者他14名）				
	令和1年 7月27日	摺木中東 木の芽子ども会（小学生19名 幼児2名 保護者他9名）				
	令和1年12月15日	笠田竹田 竹田西 リボン子ども会（小学生4名 保護者4名）				
	令和2年 2月23日	笠田笠岡 野津午 日の出子ども会（小学生3名 保護者2名）				
役務提供者	理事・会員			(実人数 6 人)		
				(延人数 16 人)		
決算額	収入額		53,186 円	支出額		53,186 円
	内訳	受取交付金	53,186 円	内訳	材料費	24,752 円
					外注費	2,000 円
					諸謝金	18,109 円
					会議費	2,094 円
					食糧費	5,011 円
					支払手数料	1,220 円

事業名	「防・減災訓練サポート」事業					
事業内容	<p>有事への備え、防災意識の向上に向けての「草の根活動」を実行し、防災訓練のプランニング、資機材の貸し出し、各種団体（消防、防災リーダー、危機管理課等）とのパイプ役として訓練をサポートしました。</p> <p>また、被災地でのボランティア活動体験研修として、岡山県倉敷市真備町で行われている写真洗浄ボランティアの体験ツアーを実施した。災害ボランティア活動を通して参加者の防災意識を高めることができました。</p> <p>「JVOAD第4回災害時の連携を考える全国フォーラム」「防災国体名古屋」に参加し、専門的な知識やノウハウを共有し、連携・協働が具体的に進められることを目指すことなどを学ぶことができました。防災国体参加で研修した、ブルーシートによる災害対応の問題点の改善策として有効とされる「アシスト瓦作り」を、豊中町内各小学校に依頼し、総数545枚のアシスト瓦を千葉県南房総市のボランティア窓口に送付した。</p>					
実施日時	令和1年 5月21日-22日	JVOAD第4回	全国フォーラム参加（東京）			
	令和1年 6月16日	9：00-17：00	写真洗浄ボランティア活動			
	令和1年 6月23日		（防災訓練）実施			
	令和1年 7月 6日	9：00-11：30	（防災訓練）実施			
	令和1年10月19日-20日		防災国体名古屋参加			
	令和1年10月27日	10：05-12：00	（防災訓練）実施			
	令和1年11月21日	18：30-	（防災訓練練習）実施			
	令和1年11月23日	12：15-14：10	（防災訓練）実施			
	令和1年11月24日	13：00-	（防災訓練サポート）実施			
	令和1年11月28日	13：30-17：00	（防災訓練）実施			
実施場所	令和1年 6月16日	岡山県倉敷市真備町				
	令和1年 6月23日	三豊市立上高野小学校				
	令和1年 7月 6日	三豊市立桑山小学校				
	令和1年10月27日	三豊市立笠田小学校				
	令和1年11月21日	三豊市立豊中幼稚園				
	令和1年11月23日	三豊市立本山小学校				
	令和1年11月24日	三豊市立比地大小学校				
	令和1年11月28日	三豊市立豊中幼稚園				
参加者・受益者	6月16日	写真洗浄ボランティア活動	(延人数	13	人)	
	6月23日	上高野小学校（児童・保護者・教職員）	(延人数	300	人)	
	7月 6日	桑山小学校（児童・保護者・教職員）	(延人数	220	人)	
	10月27日	笠田小学校（児童・保護者・教職員）	(延人数	220	人)	
	11月23日	本山小学校（児童・保護者・教職員）	(延人数	220	人)	
	11月24日	比地大小学校（児童・保護者・教職員）	(延人数	300	人)	
	11月28日	三豊市立豊中幼稚園（児童・保護者・教職員）	(延人数	140	人)	
役務提供者	公民館及び地区有志の方々			(実人数	50	人)
	地元消防団・三観広域消防・理事・会員			(延人数	140	人)
決算額	収入額		385,561円	支出額		385,561円
	内訳	受取交付金	372,561円	内訳	諸謝金	4,038円
		参加費	13,000円		旅費交通費	137,361円
					通信運搬費	20,166円
					消耗備品費	113,400円
					消耗品費	26,400円
					賃借料	63,720円
					支払手数料	20,476円

(13)

事業名	「健康体操教室開催」事業					
事業内容	豊中町地域の住民の健康を維持し、生きがいを見つけることにより、明るく健康な生活を過ごしていただくことを目的とし、三豊市総合型地域文化・スポーツセンターより講師を派遣してもらい、毎回違うテーマで健康体操教室を行った。 2か月で8回を1講座とし、1年で6講座開催しました。					
実施日時	平成31年4月・令和1年5月	(毎週火曜日 8回)	13:30-14:30			
	令和1年 6月・7月	(毎週火曜日 8回)	13:30-14:30			
	令和1年 8月・9月	(毎週火曜日 8回)	13:30-14:30			
	令和1年10月・11月	(毎週火曜日 8回)	13:30-14:30			
	令和1年12月・令和2年1月	(毎週火曜日 8回)	13:30-14:30			
	令和2年 2月	(毎週火曜日 4回)	13:30-14:30			
実施場所	三豊市豊中庁舎 4階 豊中町健診ホール					
参加者・受益者	三豊市民	平成31年4月・令和1年5月	(人数 18 人)			
		令和1年6月・7月	(人数 19 人)			
		令和1年8月・9月	(人数 21 人)			
		令和1年10月・11月	(人数 20 人)			
		令和1年12月・令和2年1月	(人数 20 人)			
		令和2年2月	(人数 20 人)			
		(延人数 118 人)				
役務提供者	理事・事務局 三豊市総合型地域文化スポーツクラブ			(実人数 4 人)		
				(延人数 48 人)		
決算額	収入額		312,750 円	支出額		260,950 円
	内 訳	参加費	312,750 円	内 訳	諸謝金	251,570 円
					広告宣伝費	9,380 円
		参加費	312,750 円			
		支出額	260,950 円			
		差引収益	51,800 円			

(14)

事業名	「無料の骨密度測定・健康相談コーナー」開催事業					
事業内容	毎年秋に行われる豊中町文化祭（11月第1日曜日）に合わせ、無料の骨密度測定とそれに関連した健康相談コーナーを設置し、住民の健康意識や自己管理を高め、骨粗鬆症の予防・健康維持を呼び掛けました。					
実施日時	令和1年11月3日 9:30-12:00					
実施場所	豊中町農村環境改善センター 2階					
参加者・受益者	豊中町民はじめ、不特定多数の来客者			(延人数 87 人)		
役務提供者	三豊市の保健師・理事・事務局			(実人数 6 人)		
				(延人数 6 人)		
決算額	収入額		51,004 円	支出額		51,004 円
	内 訳	受取交付金	51,004 円	内 訳	諸謝金	1,100 円
					旅費交通費	8,220 円
					通信運搬費	3,024 円
					消耗品費	752 円
					広告宣伝費	37,908 円

(15)

事業名	笑いの広場「幸せ処」開催事業					
事業内容	地域活性化のため、介護保険を利用していない元気な60～90歳代の高齢者の集いの場として、コミュニケーションの場を提供し、物づくり・カラオケ・軽体操などを行い、地域交流を図り楽しみにしていただける場を提供しました。また、高齢者の引きこもりを 방지見守りを兼ねました。					
実施日時	令和1年5月23日・6月20日・7月18日・8月29日・9月19日・10月17日 令和1年11月28日・12月19日・令和2年1月16日・2月20日 (時間=13:30~16:30)					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民			(人数 毎月30人) (延人数 300人)		
役務提供者	会員			(実人数 7人) (延人数 70人)		
決算額	収入額		249,330円	支出額		249,330円
	内訳	受取交付金	226,630円	内訳	材料費	87,479円
		参加費	22,700円		事務用品費	3,078円
				通信運搬費	756円	
				消耗備品費	19,424円	
				消耗品費	39,817円	
				賃借料	44,000円	
				広告宣伝費	47,228円	
				保険料	7,224円	
				支払手数料	324円	

(16)

事業名	まちづくり推進隊豊中活動パネル展事業					
事業内容	まちづくり推進隊豊中も7年目に入り様々な活動に取り組んできました。これらの活動状況をパネル化し、豊中コミュニティセンターでパネル展を開催し、広く住民に理解してもらおうと伴に会員の増加に取り組みました。					
実施日時	令和1年11月10日~11月30日					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター 1階ロビー					
参加者・受益者	豊中町民はじめ、不特定多数の来客者			(延人数 -人)		
役務提供者	事務局			(実人数 3人) (延人数 3人)		
決算額	収入額		51,271円	支出額		51,271円
	内訳	受取交付金	51,271円	内訳	印刷製本費	10,238円
					消耗備品費	38,620円
					消耗品費	2,413円

(17)

事業名	イベント「Mのまつり」参加事業					
事業内容	2012年から三豊市の音楽愛好家や市民の有志が中心になり、～みとよでみんなでもりあがろう！～を合言葉に、「Mのまつり」音楽祭が行われている。令和元年は豊中町「ゆめタウン三豊」屋上で開催されることとなり、まちづくり推進隊豊中も活動アピールをするために参加することとしたが、結果的には雨天となり中止となった。					
実施日時	令和1年9月21日 11:00-17:00 (雨天のため中止となる)					
実施場所	豊中町「ゆめタウン三豊」屋上					
参加者・受益者	豊中町民を始め不特定多数の来客者			(延人数 3,000 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局			(実人数 30 人)		
				(延人数 30 人)		
決算額	収入額		61,310 円	支出額		61,310 円
	内 訳	受取交付金	16,310 円	内 訳	会議費	3,600 円
		自主財源	45,000 円		消耗品費	3,710 円
					支払手数料	9,000 円
					福利厚生費	45,000 円

(18)

事業名	「第6回不動の滝まつり」開催事業					
事業内容	豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパークを利用した「不動の滝まつり」を開催する。不動の滝まつりに来たお客さんに、楽しんでいただきリピーターになってもらえるよう広報し活性化を図った。今回は「空中パフォーマンス&ジャグリングショー(瀬戸内サーカスファクトリー)」を実施し、来客の皆様楽しんでいただきました。また、初めての試みとして、理事・会員・事務局総出で縁日を出店しました。					
実施日時	令和1年11月10日 9:30-15:00					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	豊中町民をはじめ、不特定多数の来客者			(延人数 800 人)		
役務提供者	出店者・理事・会員・事務局			(実人数 30 人)		
				(延人数 30 人)		
決算額	収入額		719,727 円	支出額		719,727 円
	内 訳	受取交付金	601,527 円	内 訳	材料費	59,195 円
		雑収益	118,200 円		外注費	5,997 円
					業務委託費	118,800 円
					諸謝金	250,000 円
					旅費交通費	13,840 円
					通信運搬費	5,292 円
					消耗備品費	8,625 円
					消耗品費	9,901 円
					賃借料	134,400 円
					広告宣伝費	61,710 円
					保険料	3,105 円
					リース料	33,412 円
			支払手数料	15,450 円		

▽(19)

事業名	まちづくり推進隊豊中「広報紙第7号」作成事業					
事業内容	まちづくり推進隊豊中の1年間の活動や出来事を、事務局及び部会ごとにまとめ広報紙を作成しました。毎年1月に「広報みとよ」にて豊中町全世帯に広報し、まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知しました。					
実施日時	令和2年1月					
実施場所	事務局					
参加者・受益者	豊中町民			(延人数 3,000 人)		
役務提供者	事務局			(実人数 3 人)		
				(延人数 30 人)		
決算額	収入額		69,850 円	支出額		69,850 円
	内訳	受取交付金	69,850 円	内訳	広告宣伝費	69,850 円

▽(20)

事業名	まちづくり推進隊豊中アンケート事業					
事業内容	今回まちづくり推進隊豊中「広報紙第7号」に、まちづくり推進隊豊中に関するアンケート用紙を差し込み、まちづくり推進隊豊中に対するご意見・ご希望を問いかけました。貴重なご意見を参考に、これからも今まで以上に豊中町の活性化を目指し、邁進してまいります。					
実施日時	令和2年1月					
実施場所	豊中町全域					
参加者・受益者	豊中町民			(延人数 3,000 人)		
役務提供者	事務局			(実人数 3 人)		
				(延人数 3 人)		
決算額	収入額		57,442 円	支出額		57,442 円
	内訳	受取交付金	57,442 円	内訳	通信運搬費	10,692 円
						広告宣伝費

三豊市からの移譲業務

▽(21)

事業名	「交通死亡事故ゼロを目指す日」街頭大キャンペーン					
事業内容	年3回の交通安全キャンペーン・パトロールの実施を行った。					
実施日時	令和1年5月20日 (雨天のため中止) 令和1年7月5日 7:30-8:30 令和1年9月30日 17:00-18:00					
実施場所	豊中庁舎南側交差点					
参加者・受益者	不特定多数			(延人数 ー 人)		
役務提供者	7月5日 (高齢者交通指導員40名 三豊市・警察他6名)			(参加数 46 人)		
	9月30日 (高齢者交通指導員40名 三豊市・警察他6名)			(参加数 92 人)		
決算額	収入額		21,672円	支出額		21,672円
	内訳	受取交付金	21,672円	内訳	食糧費	21,672円

▽(22)

事業名	公共施設管理事業					
事業内容	公共施設の備品・消耗品等について補充及び修繕を行いました。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中庁舎 保健センター					
参加者・受益者	保健センター利用者他			(延人数 ー 人)		
役務提供者	事務局			(実人数 1 人)		
				(延人数 1 人)		
決算額	収入額		51,048円	支出額		51,048円
	内訳	受取交付金	51,048円	内訳	消耗品費	51,048円

▽(23)

事業名	三豊市自治会連合会豊中支部					
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会、県外研修を行いました。 自治会連合会豊中支部(別会計)として、事業を行いました。					
実施日時	平成31年 4月21日 13:30～ 平成31年度 通常総会 平成31年 4月21日 14:30～ 第1回 理事会 令和 1年 8月30日 19:00～ 第2回 理事会 令和 1年11月15日 8:00～ 自治会長視察研修(岡山県) 令和 2年 3月27日 19:00～ 第3回 理事会 令和 2年 3月31日 17:30～ 令和元年度 会計監査					
参加者・受益者	豊中町の自治会			(延人数 93 自治会)		
役務提供者	豊中支部役員・事務局			(実人数 13 人)		
				(延人数 52 人)		
決算額	収入額		465,000円	支出額		465,000円
	内訳	受取交付金	465,000円	内訳	支払助成金	465,000円

（24）

事業名	三豊市地区衛生組織連合会豊中支部		
事業内容	豊中町内の93自治会の衛生組織相互の緊密な連携のもとに、住民の保健推進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とし、総会、理事会、県外研修、豊中町早朝一斉清掃を年2回(8月・2月)行いました。 地区衛生組織連合会豊中支部(別会計)として、衛生組織の指導育成、衛生に関する必要な調査研修及び資料の配布等の事業を行いました。		
実施日時	平成31年 4月21日 15:30～	第14回	通常総会
	平成31年 4月21日 16:30～	第1回	理事会
	令和 1年 6月14日 10:00～	第2回	理事会
	令和 1年 7月 5日 19:00～		衛生委員会(93自治会参加)
	令和 1年 8月 4日 6:30～		夏の早朝一斉清掃 (2,651名参加)
	令和 1年 8月22日 10:00～	第3回	理事会
	令和 1年11月15日 8:00～		地区衛生委員視察研修(岡山県)
	令和 1年12月12日 10:00～	第4回	理事会
	令和 2年 1月10日 19:00～		衛生委員会(93自治会参加)
	令和 2年 2月 2日 7:00～		冬の早朝一斉清掃 (2,571名参加)
	令和 2年 3月23日 10:00～	第5回	理事会
	令和 2年 3月31日 18:30～		令和元年度 会計監査
参加者・受益者	豊中町内の93自治会他	(延人数	— 自治会)
役務提供者	豊中支部役員・事務局他	(実人数	22 人)
		(延人数	172 人)

三豊市からの指定管理事業

（25）

事業名	「三豊市豊中コミュニティセンター」維持管理事業							
事業内容	三豊市より指定管理者として、平成26年度から施設の管理運営を実施しています。							
実施日時	通年							
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター							
参加者・受益者	豊中町民及び不特定多数の来館者				(延人数 ー 人)			
役務提供者	理事・事務局・シルバー人材センター他				(実人数 6 人)			
					(延人数 400 人)			
決算額	収入額			5,998,330 円	支出額			5,827,433 円
	内 訳	事業収益	800,614 円	内 訳	給料手当	1,974,498 円		
		受託事業収益	5,197,687 円		法定福利費	307,548 円		
		受取利息	29 円		材料費	24,000 円		
					外注費	47,736 円		
		収入額	5,998,330 円		業務委託費	1,929,937 円		
		支出額	5,827,433 円		印刷製本費	12,647 円		
		差引	170,897 円		事務用品費	9,911 円		
					通信運搬費	125,841 円		
					消耗備品費	45,532 円		
					消耗品費	58,798 円		
					修繕費	57,900 円		
					施設燃料費	123,166 円		
					水道光熱費	724,842 円		
					保険料	5,050 円		
		リース料	73,439 円					
		租税公課	306,588 円					

(26)

事業名	「不動の滝カントリーパーク」維持管理事業					
事業内容	三豊市より、平成26年度から指定管理者として公園の管理運営を継続しています。6年間の管理運営の経験を活かし、豊中町のますますの活性化に向けた事業展開を実行しています。令和1年11月には「第6回不動の滝まつり」を開催しました。今回は「空中パフォーマンス&ジャグリングショー」を実施し、たくさんの来園者楽しんでいただきました。また、10月には不動の滝カントリーパークの芝生広場で、「第2回グラウンド・ゴルフ大会」、12月にはパットゴルフ場を幅広く周知するため「第4回不動の滝カントリーパークパットゴルフ大会」を開催しました。					
実施日時	通年					
実施場所	不動の滝カントリーパーク					
参加者・受益者	豊中町内外からの不特定多数の来園者			(延人数 ー 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局・シルバー人材センター他			(実人数 20 人)		
				(延人数 1,805 人)		
決算額	収入額		5,830,396 円	支出額		5,684,540 円
	内訳	事業収益	1,094,529 円	内訳	給料手当	653,900 円
		受託事業収益	4,735,834 円		材料費	62,597 円
		受取利息	33 円		外注費	178,086 円
		収入額	5,830,396 円		業務委託費	2,056,517 円
		支出額	5,684,540 円		印刷製本費	25,300 円
		差引	145,856 円		事務用品費	3,046 円
					車両費	57,613 円
			車両燃料費	17,075 円		
			消耗備品費	23,110 円		
			消耗品費	88,153 円		
			食糧費	6,728 円		
			修繕費	15,984 円		
			水道光熱費	1,745,217 円		
			賃借料	40,000 円		
			広告宣伝費	45,705 円		
		減価償却費	50,000 円			
		保険料	231,160 円			
		租税公課	384,019 円			
		支払手数料	330 円			

4. 総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第6回通常総会
開 催 日 時	平成31年4月26日 19時00分～20時25分
出 席 状 況	66名 (会員26名、監事2名) 委任状提出38名
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業実績報告及び収支決算報告について ・平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ・任期満了に伴う役員改選(案)について ・役員報酬に関する規定の一部変更(案)について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第59回理事会
開 催 日 時	平成31年4月17日 19時00分～20時30分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回通常総会開催(案)について

会 議 名	第60回理事会
開 催 日 時	令和1年5月15日 19時00分～20時20分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の紹介について ・令和1年度事業の進め方について ・被災地でのボランティア活動の体験研修について

会 議 名	第61回理事会
開 催 日 時	令和1年7月10日 19時00分～20時15分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり推進隊豊中」の在り方について ・「Mのまつり2019」への参加について ・「第6回不動産の滝まつり」の開催について ・「まちづくり推進隊豊中」アンケート調査について

会 議 名	第62回理事会
開 催 日 時	令和1年8月21日 19時00分～20時45分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与について

会 議 名	第63回理事会
開 催 日 時	令 和 1 年 9 月 1 8 日 19時00分～20時30分
出 席 状 況	11名 (理事10名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「Mのまつり 2019」参加について ・「第 6 回不動の滝まつり」について ・「ワークスーツ(環境保全部会)」購入について

会 議 名	第64回理事会
開 催 日 時	令 和 1 年 1 0 月 2 4 日 19時00分～20時35分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 5 回豊中町文化祭 (11/3)」参加について

会 議 名	第65回理事会
開 催 日 時	令 和 1 年 1 1 月 2 0 日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和 1 年 度 事 業 計 画 の 見 直 し」について ・「第 4 回パットゴルフ大会」の開催について ・理事長と部会長の兼務について

会 議 名	第66回理事会
開 催 日 時	令 和 2 年 1 月 1 5 日 19時00分～20時30分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和 1 年 度 事 業 計 画 の 見 直 し」について ・環境保全部会ワークスーツの追加購入について

会 議 名	第67回理事会
開 催 日 時	令 和 2 年 2 月 1 9 日 19時00分～21時10分
出 席 状 況	8名 (理事8名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中コミュニティセンターロビー展追加予算について ・地域おこし活動先進地への視察研修について ・本山寺でのお接待 (3/21) について

会 議 名	第68回理事会
開 催 日 時	令 和 2 年 3 月 2 5 日 19時00分～21時45分
出 席 状 況	9名 (理事8名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全防災部会備品購入について ・事務局備品(プリンター・事務用椅子)の購入について ・令和1年度 事業報告(案)及び収支決算(案)について ・令和1年度 職員の期末手当について ・令和2年度 事業計画(案)及び収支予算(案)について ・令和2年度 職員の雇用及び労働条件等(案)について ・第7回通常総会開催(案)について ・まちづくり推進隊豊中定款の一部変更(案)について

令和元年度 収支決算報告について

決 算 報 告 書

第 8 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲201番地1

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,775,403
現金(事務局)	22,422	前受交付金	552,060
現金(コミュニティセンター)	800	預 り 金	259,355
普通預金(事務局)	2,659,556	仮 受 金	3,000,000
普通預金(コミュニティ)	1,144,304	流動負債 計	5,586,818
普通預金(不動産の滝)	1,076,717	負債合計	5,586,818
普通預金(自己資金)	240,670	正 味 財 産 の 部	
現金・預金 計	5,144,469	【正味財産】	
(売上債権)		前期繰越正味財産額	3,482,974
未 収 金	39,719	当期正味財産増減額	32,020
売上債権 計	39,719	正味財産 計	3,514,994
(その他流動資産)		正味財産合計	3,514,994
仮 払 金	3,020,000		
その他流動資産 計	3,020,000		
流動資産合計	8,204,188		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	468,476		
車両運搬具	1		
機械及び装置	1		
工具器具備品	223,200		
一括償却資産	205,946		
有形固定資産 計	897,624		
固定資産合計	897,624		
資産合計	9,101,812	負債及び正味財産合計	9,101,812

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金(事務局)	22,422
現金(コミュニティー)	800
普通預金(事務局)	2,659,556
普通預金(コミュニティー)	1,144,304
普通預金(不動産の滝)	1,076,717
普通預金(自己資金)	240,670
現金・預金 計	5,144,469

(売上債権)

未 取 金	39,719
ココラ	(23,663)
パフツ	(7,188)
ダイドー	(8,868)
売上債権 計	39,719

(その他流動資産)

仮 払 金	3,020,000
事務局	(3,000,000)
豊中コミュニティー	(△ 1,000,000)
不動産の滝加トリP	(△ 1,000,000)
その他補助	(2,020,000)
その他流動資産 計	3,020,000

流動資産合計

8,204,188

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	468,476
車両運搬具	1
機械及び装置	1
工具器具備品	223,200
一括償却資産	205,946
有形固定資産 計	897,624

固定資産合計

897,624

資産の部 合計

9,101,812

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位:円)
令和2年 3月31日 現在

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	1,775,403		
ナノ豊中店	(18,015)		
JAオートエッセ-	(1,390)		
エヌエーエヌ(タノキ)	(9,294)		
JAオートエッセ-カヌセンター	(3,235)		
四国電力	(182,764)		
水道局	(29,489)		
シカパー人材センター	(224,626)		
西讃再資源化事業協同組合	(7,128)		
三豊広域(丸山作業所)	(26,400)		
西讃赤松	(128,122)		
豊中クリーン	(226,499)		
役員報酬	(48,470)		
職員給料	(555,740)		
役員費用弁償	(29,090)		
法定福利費	(142,880)		
法定福利費(事業)	(41,754)		
MBS・NDS貸付ネット	(8,707)		
JAふれあい豊中支店	(2,407)		
三豊市総合型地域文化スポーツクラブ	(18,150)		
その他	(71,283)		
前受交付金	552,080		
預 り 金	259,355		
源泉所得税	(65,683)		
個人住民税	(13,100)		
社会保険料	(180,592)		
仮 受 金	3,000,000		
流動負債 計	5,586,818	5,586,818	
負債の部 合計		5,586,818	
正味財産		3,514,994	

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 12,340,940

【事業収益】

事業 収益 1,895,143

受託事業収益 9,933,521 11,828,664

【その他収益】

受取 利息 88

雑 収 益 553,170 553,258

【売上高】

名産品売上高 227,850

経常収益 計

24,950,712

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 2,628,398

法定福利費(事業) 307,548

福利厚生費(事業) 52,460

人件費計 2,988,406

(その他経費)

材料費(事業) 581,222

外 注 費(事業) 274,429

業務委託費(事業) 4,105,254

諸 謝 金(事業) 704,705

印刷製本費(事業) 48,185

会 議 費(事業) 5,694

旅費交通費(事業) 173,761

事務用品費(事業) 16,307

車 両 費(事業) 57,613

車両燃料費(事業) 20,175

通信運搬費(事業) 167,767

消耗備品費(事業) 292,431

消耗品 費(事業) 455,136

食 糧 費(事業) 41,262

修 繕 費(事業) 73,884

施設燃料費(事業) 123,166

水道光熱費(事業) 2,470,059

賃 借 料(事業) 304,520

広告宣伝費(事業) 431,812

減価償却費(事業) 50,000

保 険 料(事業) 261,759

リース料 (事業) 106,851

租税 公課(事業) 690,607

支払手数料(事業) 95,090

支払助成金(事業) 465,000

その他経費計 12,016,689

事業費 計

15,005,095

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,858,074
役員費用弁償	327,000
役員 報酬	600,000
法定福利費	1,105,068
人件費計	7,890,142

(その他経費)

印刷製本費	203,524
会 議 費	49,934
旅費交通費	7,090
車 両 費	47,190
事務用品費	102,242
車両燃料費	13,874
通信運搬費	231,663
消耗備品費	192,687
消耗品 費	6,775
水道光熱費	49,600
賃 借 料	11,200
減価償却費	524,703
保 険 料	146,204
リース 料	182,736
租税 公課	13,753
支払手数料	240,280
その他経費計	2,023,455

管理費 計

9,913,597

経常費用 計

24,918,692

当期経常増減額

32,020

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

32,020

当期正味財産増減額

32,020

前期繰越正味財産額

3,482,974

次期繰越正味財産額

3,514,994

令和元年度 会計監査報告について

様式第 18 号 (第 12 条関係)

決算監査報告書


法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 小畑 直樹 様

令和元年度 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 2 年 4 月 16 日

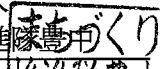
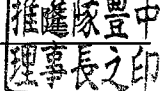
法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

監事 森 久和 

監事 今川 雅之 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和2年4月30日

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	理事長 千秋 
	電話番号	0875-62-5210 

全役員名簿

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2569番地1	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日
副理事長	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2569番地1	平成31年4月26日～ 令和2年3月31日	平成31年4月27日～ 令和2年3月31日
理事	小畑 直樹	三豊市豊中町下高野 1485番地2	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日	無
理事長	小畑 直樹	三豊市豊中町下高野 1485番地2	平成31年4月26日～ 令和2年3月31日	平成31年4月27日～ 令和2年3月31日
理事	三野 求	三豊市豊中町岡本 2503番地	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日	無
副理事長	三野 求	三豊市豊中町岡本 2503番地	平成31年4月26日～ 令和2年3月31日	平成31年4月27日～ 令和2年3月31日
副理事長	十川 剛	三豊市豊中町比地大 967番地1	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日
理事	十川 剛	三豊市豊中町比地大 967番地1	平成31年4月26日～ 令和2年3月31日	無
副理事長	千秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 699番地	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日	平成31年4月1日～ 平成31年4月26日
理事	千秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 699番地	平成31年4月26日～ 令和2年3月31日	無
理事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4098番地7	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	筒井 得滋	三豊市豊中町岡本 625番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	田井 秀典	三豊市豊中町笠田竹田 478番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	藤田 雅久	三豊市豊中町本山甲 1268番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	大西 芳明	三豊市豊中町笠田笠岡 1 2 0 5 番地 1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	西宇 徳義	三豊市豊中町比地大 3 4 8 7 番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	西宇 幸男	三豊市豊中町比地大 9 1 4 番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
監事	森 和久	三豊市豊中町比地大 2 8 6 9 番地 2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
監事	今川 雅之	三豊市豊中町笠田竹田 1 1 1 番地 2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。

5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の提示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理 事 長 藤田 芳廣
副理事長 大西 啓幸
副理事長 近藤 八重子
理 事 大森 士郎
理 事 近藤 恵子
理 事 森 健
理 事 大西 元子
理 事 千秋 泰啓
理 事 金子 忠弘
理 事 籾田 薫
監 事 三野 求
監 事 十川 剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定に関わらず、平成27年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に関わらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません。

令和2年4月30日

申請者	所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
名 称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中	まちづくり推進隊豊中
代表者氏名	理事長 千秋 隆	理事長之印
電話番号	0875-62-5210	